令和 8 年 11 月吉日

お取引先様各位

公益社団法人八幡平市シルバー人材センター

# 総価見積基準の改正のお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、岩手県最低賃金が 2026 年 12 月より時給 1,031 円から 59 円引き上げられ、時給 1,090 円に改正されたことから、当センターが扱う請負及び派遣労働に係る総価見積基準の積算労務費を下記の通り改正させていただきます。

つきましては、誠に不本意ながら**令和 9 年 4 月 1 日(木)**より下記のとおり総価見積基準の改正を実施させていただきますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改正実施日

   2027 年 4 月 1 日(木)

2. 改正内容

   積算に用いる労務単価を、前年度比約 5.72%増とする改正

   《参考》　岩手県最低賃金　1,031 円(1 時間)→1,090 円(1 時間)

   前年度比 59 円(5.72%)増

   但し、農作業(種まき・田植え補助)については希望者が少ないため、1,110 円(1 時間)→1,230 円(1 時間)で人員確保へとつながるよう進めます。

   前年度比 120 円(10.8%)増